

保税制度について

- 外国から到着した貨物で輸入許可前のもの、又は輸出の許可を受けた貨物は、関税法上「外国貨物」とされ、税関長により外国貨物を置くこと等ができる場所として許可等された場所である**保税地域**以外の場所に置くことができない。(関税法第30条第1項)
- ➡ 保税制度は、貨物を税關の監督下に置くことにより、輸入許可前又は輸出許可後に貨物のすり替え等が行われるリスクを低く抑え、薬物・銃器等の社会悪物品の日本国内への流入の防止やテロ関連物品の輸出の防止、国内産業の保護を目的として課している関税などの徴収の確保を図るとともに、貿易の振興などへの寄与を目的とするもの。

■ 保税制度の目的

秩序ある貿易の維持、関税などの徴収の確保



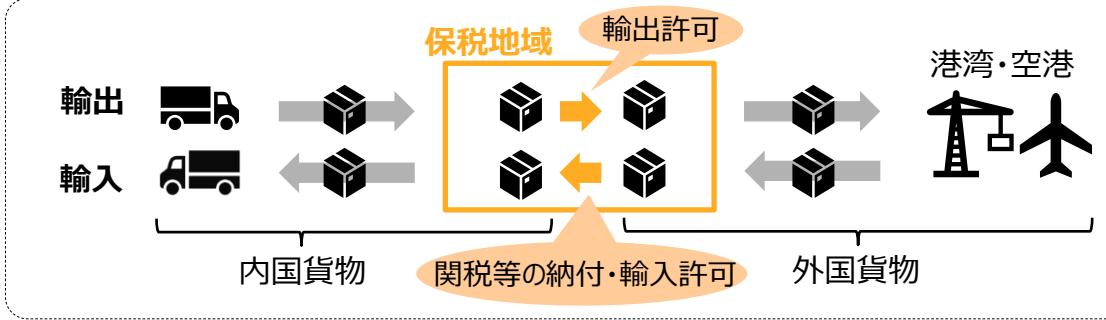
税關の審査・検査を受け、関税等を納付することにより保税地域から外国貨物を出すことが可能。
(社会悪物品の水際取締、関税などの徴収の確保)

貿易の振興など



保税地域に外国貨物が置かれている間は、当該貨物の関税等の徴収が留保されるため、関税等未納の状態を利用して、外国貨物の蔵置、加工・製造、展示等の行為をすることが可能。

■ 保税地域のイメージ



■ 保税地域の種類と主な機能

種類	主な機能	蔵置期間	設置の手續
①指定保税地域 (関税法第37条)	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 例) コンテナヤード 等	1ヶ月	財務大臣の指定
②保税蔵置場 (関税法第42条)	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 例) 倉庫、上屋 等	2年 (延長可)	税關長の許可
③保税工場 (関税法第56条)	外国貨物の加工、製造 例) 造船所、製鉄所、製油所 等	2年 (延長可)	税關長の許可
④保税展示場 (関税法第62条の2)	外国貨物の展示、使用 例) 博覧会、博物館 等	税關長が必要と認める期間	税關長の許可
⑤総合保税地域 (関税法第62条の8)	②～④の総合的機能 例) 中部国際空港 等	2年 (延長可)	税關長の許可

保税地域における貨物管理イメージ

税関

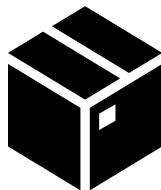
【保税地域（指定保税地域を除く）の許可】

- 税関において、
 - ✓ 人的要件（例：外国貨物等の保管業務の業務処理能力）
 - ✓ 場所的要件（例：税関官署からの距離）
 - ✓ 施設的要件（例：出入口等への施錠）
 - ✓ 量的要件（例：貨物取扱見込量）
- 等の観点から、確認・審査を行う。

【保税業務検査や保税取締りの実施】

- 税関は、適正な貨物管理等を目的とし、社内体制や記帳内容等に係る保税業務検査、貨物の立会確認や情報収集等の保税取締りを実施する。
- 検査等により非違（法の規定に違反する行為）の事実が判明した場合、非違の程度に応じた処分（保税蔵置場の許可取消、貨物の搬入停止）を行う。

保税地域

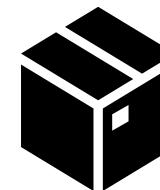


保税地域
への搬入



保税地域の被許可者

保税地域
からの搬出



※ 輸出入や保税運送(外国貨物のまま他の保税地域等に運送)を行う際は、それに応じた税関の許可・承認が必要

【適切な貨物管理】

- 貨物の搬出入や各種手続についての帳簿の備付（記帳義務）、貨物管理についての社内管理規程（CP=Compliance-Program）の整備等により、被許可者等が自己の責任で貨物を適正に管理。**（自主管理方式）**

【保税地域における貨物の取扱い】

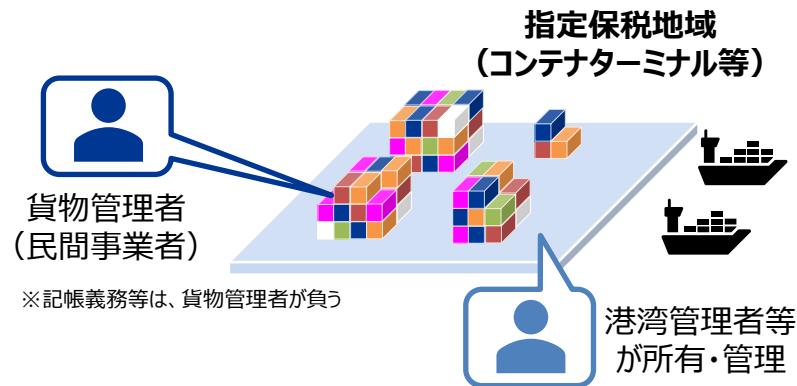
- 指定保税地域、保税蔵置場の貨物は、蔵置等のほか、①内容の点検、改装、仕分け等、②見本の展示、簡単な加工等が可能（②は、税関長の許可が必要。）。
- 保税工場は、貨物の加工・製造、保税展示場は、展示、使用が可能。

※ 上記のほか、見本の持ち出し、外国貨物の廃棄・滅却、保税地域（指定保税地域を除く。）の改築等が発生する場合は税関への申請・届出等が必要。
また、保税地域にある外国貨物が亡失した際は、保税地域の被許可者等が関税納付義務を負う（総合保税地域の場合は、被許可者と貨物を管理する者が連帯して関税納付義務を負う。）。

指定保税地域について

- 指定保税地域は、税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定した土地や建設物等（国や地方公共団体等が所有または管理するもの）（例：コンテナヤード）。

■ 指定保税地域のイメージ



【指定保税地域における貨物の取扱い】

指定保税地域の貨物は、①内容の点検、改装、仕分け等、②見本の展示、簡単な加工等が可能（②は税関長の許可が必要。）。

■ 指定保税地域の主な指定要件

- ① 国、地方公共団体（港湾管理者）等が所有または管理すること。
- ② 開港または税関空港における税関手続の簡易かつ迅速な処理を目的として、公共的に運営されること。
- ③ 国の管理の下に借受者が運営、または港湾管理者が自ら運営すること等。
- ④ 開港の港域に接続する地域または税関空港の港域内等にあること。
- ⑤ 税關における監視取締上支障がないこと。
- ⑥ 貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図ることができる施設であること。

■ 指定保税地域の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手續
外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置	1ヶ月	財務大臣の指定

■ 指定保税地域の指定の流れ

【指定の流れ】

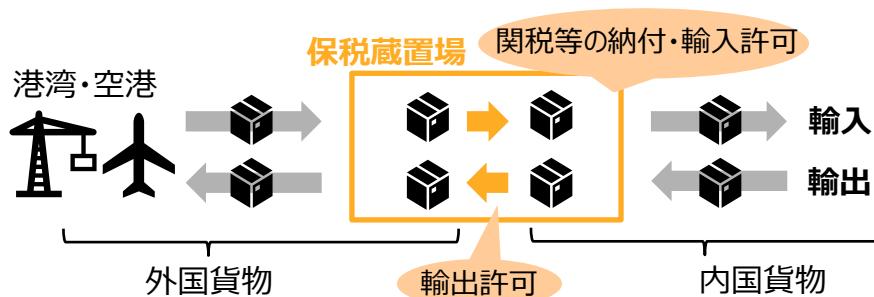
- ① 建設物その他の施設の所有者及び管理者と協議を実施。
- ② 公聴会を開催し、指定について利害関係がある者から意見があるか確認。
- ③ ①、②を踏まえて、指定保税地域の指定を実施。

*公聴会終了後、1年間は、公聴会の調書についてインターネットその他の方法により閲覧を求めることができる。

保税蔵置場について

- 保税蔵置場は、外国貨物の外国貨物の積卸し、運搬、蔵置ができる場所として税関長が許可した場所。
- 指定保税地域と異なり、民間企業等が所有する土地や倉庫などの施設について税関長の許可を受けるものであり、外国貨物を長期間蔵置することができる。

■保税蔵置場のイメージ



【保税蔵置場における貨物の取扱い】

保税蔵置場の貨物は、①内容の点検、改裝、仕分け等、②見本の展示、簡単な加工等が可能（②は税関長の許可が必要。）。

■保税蔵置場の主な許可要件

① 人的要件

…保税蔵置場の業務遂行に十分な能力を有していること
(法令等の知識、記帳能力、保管業務に関する能力等、資力)

② 場所的要件

…管轄税関官署から遠い場所ではないこと
(原則25km以内、交通施設が整備されている場合はおおむね100km以内)

③ 施設的要件

…貨物の適切な保全ができる施設であること（フェンスの設置、出入口等への施錠）

④ 量的要件

…一定量貨物の取扱見込みがあること

■保税蔵置場の特徴

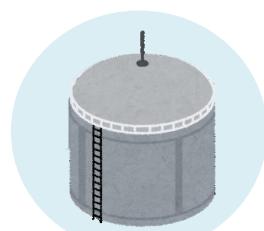
主な機能	蔵置期間	設置の手續
外国貨物の積卸し、運搬、蔵置	3ヶ月 (注)	税関長の許可

(注) 税関長の承認等を受けて3ヶ月を超えて蔵置することも可能

■保税蔵置場の例



物流倉庫



燃料タンク

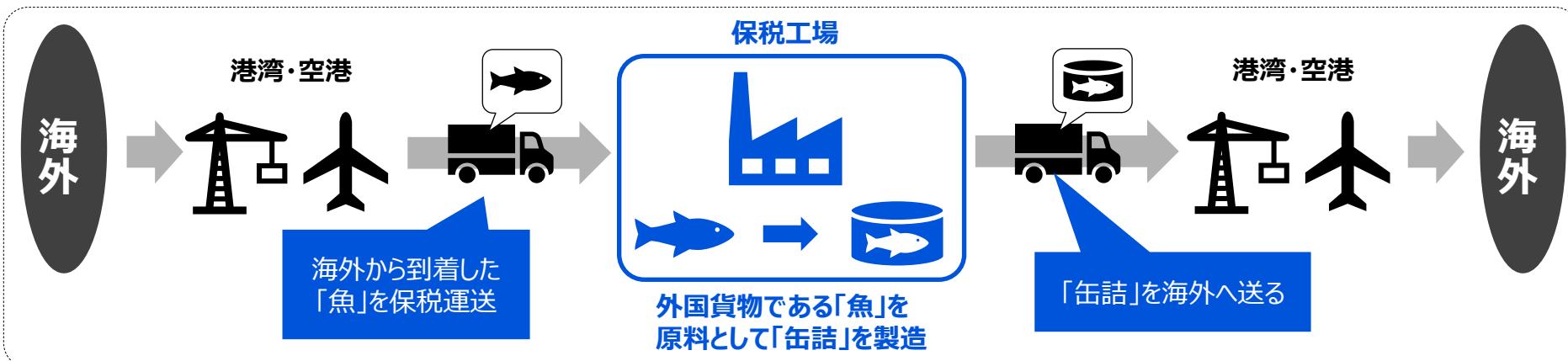


保税売店

保税工場について

- 保税工場は、外国貨物（外国から到着した貨物で輸入許可前のもの）について、関税等の徴収が留保された状態で加工・製造ができる場所として、税関長が許可した保税地域であり、加工貿易の振興等に寄与。
- 保税工場においては、秩序ある貿易の維持や関税等の徴収の確保の観点から、取り扱う貨物が外国貨物のまま加工され、製品が再度確実に海外に輸送（積戻し）される等、適正な貨物管理を行うことが必要不可欠。

■ 保税工場のイメージ（加工食品の例）



- ※ 加工・製造された製品は外国貨物として取扱う。なお、内国貨物（国内産品等）と外国貨物を混用することも可能であり、その場合も製品は原則として外国貨物として取扱う。
- ※ 海外に再度輸送（積戻し）する製品と、国内に引き取る（輸入）する製品を、併せて加工・製造することが可能。

■ 保税工場の特徴

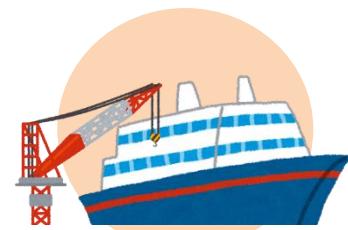
主な機能	蔵置期間	設置の手續
外国貨物の加工、製造	3ヶ月 (注)	税関長の許可

(注) 税関長の承認等を受けて3ヶ月を超えて蔵置することも可能

■ 保税工場の例



石油プラント



造船所

保税展示場について

- 保税展示場は、博覧会や見本市等において外国貨物を展示・使用する会場として、税関長が許可した保税地域。関税等の徴収が留保された状態で貨物の展示・使用ができることから、博覧会等の円滑な運営による文化交流等に寄与。
- 保税展示場において博覧会や見本市等を開催するには、国際博覧会条約の適用を受けた国際博覧会等、一般社団法人等が開催する博覧会等または国際機関や政府等が後援する博覧会等であるといった要件を満たす必要がある。

■保税展示場のイメージ（アートフェアの例）



■保税展示場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手續
外国貨物の展示、使用	税関長が必要と認める期間	税関長の許可

■保税展示場の例



大阪・関西万博
(開催者：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会)



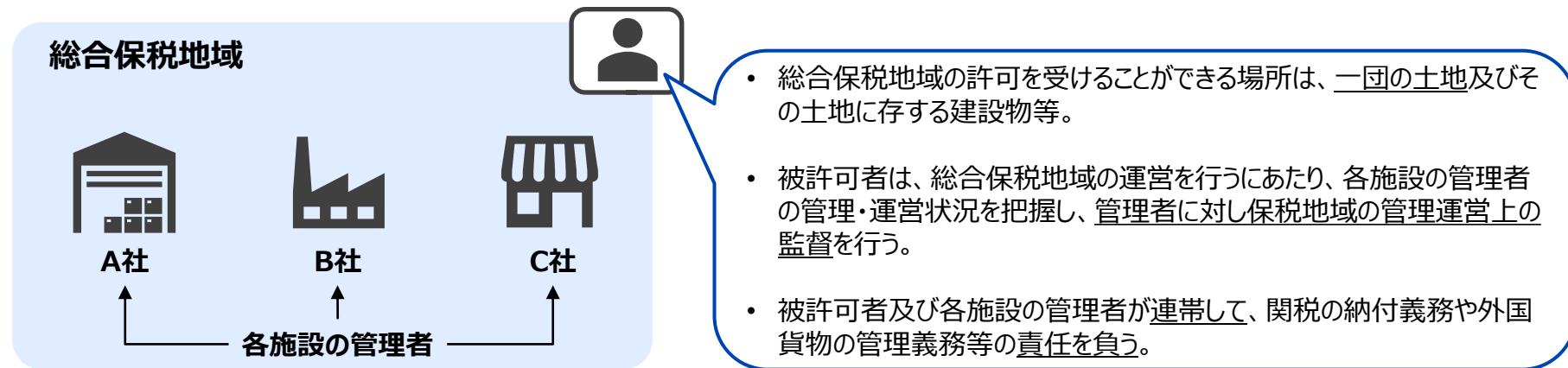
Tokyo Gendai
(開催者：Tokyo Gendai合同会社)

総合保税地域について

- 総合保税地域は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場において実施することができる、外国貨物の蔵置、加工、製造、展示、使用等の各種機能を総合的に利用できる地域として、税関長が許可した保税地域。
- 総合保税地域内では、被許可者により各種施設を弾力的に配置できるほか、地域内における各施設間の貨物の輸送は同一の保税地域内の輸送であることから税関手続を要しない。

■総合保税地域のイメージ

総合保税地域の運営者（被許可者）



○総合保税地域の例（中部国際空港総合保税地域）

【被許可者】

中部国際空港（株）

【許可年月日】

平成16年11月1日

【備考】

輸出入貨物の管理や保税売店（保税蔵置場）、機内食の加工（保税工場）などが行われているほか、貨物の展示場（保税展示場）としても利用されている。

